

令和7年9月1日

事業主殿

(一社) 諏訪労働基準協会

「粉じん作業特別教育」の実施について

粉じん障害防止規則第22条において、事業者は、常時特定粉じん作業（注1）に係わる業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、法定の科目について特別の教育を行うべきことが定められています。

同規則で義務付けてられている特別教育を、下記のとおり実施することとしましたので、特定粉じん作業に就かせる従業員について、漏れなく受講させていただき、じん肺症等の粉じん障害の防止を図られますようご案内いたします。

記

1. 日時 令和7年10月23日（木） 9:30～16:00

（受講者は、オリエンテーションがありますので9時25分までに会場にお越しください。）

2. 会場 諏訪自動車会館 Bu-bu（諏訪郡下諏訪町赤砂崎 10795）

3. 受講料等（消費税込み）

会 員 9,900 円 テキスト代 880 円

会員以外 13,200 円 テキスト代 880 円

（注1）「特定粉じん作業」とは、粉じん障害防止規則の別表第二の1号から15号に定められている特定粉じん発生源の箇所における作業で、一部をあげると（6号）「屋内の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所」、（7号）「屋内の、研磨材を用いて動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。）により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくははばり取りし、又は金属を裁断する箇所」、（8号）「屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉砕し、又はふるい分ける箇所」、（14号）「屋内の、型ばらし装置を用いて砂型を壊し、若しくは砂落とし、又は動力（手持式動力工具によるものを除く。）により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鋳ばり等を削り取る箇所」の作業などが該当します。

4. 講習内容・日程・講師

科 目	時 間	講 師
粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	9 : 30～10 : 30	労働安全衛生コンサルタント 社会保険労務士ばば事務所 馬場 孝幸 氏
作業場の管理	10 : 30～11 : 30	
呼吸用保護具の使用法	11 : 30～12 : 00	
粉じんに係わる疾病及び健康管理	13 : 00～14 : 00	
関係法令	14 : 00～15 : 00	
修 了 テ ス ト	15 : 00～15 : 30	
D V D 上 映	15 : 30～15 : 50	
修 了 証 交 付	15 : 50～16 : 00	

5. 受講の申込み

- ・別紙申込書に必要事項を記入のうえ、10月9日（木）までに受講料を添えて当協会へ申込んでください。
- ・定員 40 名で締め切りますのでご了承ください。

6. その他

- ・申込み後の取消しは 10 月 16 日（木）までとし、その後の取消しおよび欠席者には受講料の返還はできませんのでご了承ください。
- ・会場への問い合わせはしないでください。

※ご記入いただきました個人情報につきましては、労働安全衛生関係法令に基づき、講習修了の履歴、修了証の発行等を行うもので、個人情報保護法により、目的以外に使用すること、第三者への情報提供等は禁止されております。個人情報は当協会が責任をもって厳重に管理しております。

「粉じん作業特別教育」に係る受講申込書

				※受講番号			
受 講 者	ふりがな				性別	男 ・ 女	
	氏名						
	生年月日	昭和 平成	年	月	日	職種	
	現住所						

上記のとおり受講料およびテキスト代を添えて申し込みます

令和 年 月 日

事業場所在地 〒 ー

(Tel -)

事業場名
事業主名
(この件に関する連絡担当者氏名)

(一社)諏訪労働基準協会長 殿

受講料	会 員 9,900円	テキスト代	880円	領収月日	月 日	領収 印	
	会員外 13,200円						

.....
切り取らないで下さい

「粉じん作業特別教育」に係る受講票

受講月日	10月23日	受講者氏名	※協会	※受講NO
講習場所	諏訪自動車会館			

※9時～9時25分の間にこの受講票を提出して
受付を済ませて下さい。

※席は指定席ですので、9時25分までに受講NO
と同じ席にお掛け下さい。

10月23日

